

(参考)情報連携の試行運用を行う 事務手続の一覧(年金関係手続)

(R5.1.4時点)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

ID認証・マイナンバー担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	1	1-2ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
2	4	4-2ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
3	7	6の2-2(6の2-1ハ)	5-29	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金の請求の審査	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償年金及び障害年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
4	7	6の2-2(6の2-1ハ)	5-30	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の請求の審査	労働者が死亡し、その遺族が遺族補償年金及び遺族年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
5	7	6の2-5(6の2-1ハ)	5-31	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金の支給の決定に係る届出の審査	労働者が被災しその傷病が治らず、傷病補償年金及び傷病年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
6	7	6の2-3(6の2-1ハ)	5-32	労働者災害補償保険法による障害（補償）等一時金の請求の審査	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償一時金及び障害一時金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
7	7	6の2-8(6の2-1ハ)	5-33	労働者災害補償保険法による年金である保険給付の払渡希望金融機関等の変更に係る届出の審査	年金たる保険給付の受給権者が、払渡金融機関等の変更を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
8	7	6の2-1ハ	5-34	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金及び遺族（補償）等年金の各支払期月の支払に関する事務	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者に、各支払月に年金を支払う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
9	7	6の2-4(6の2-1ハ)	5-35	労働者災害補償保険法による障害（補償）等一時金の支給に関する事務	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償一時金及び障害一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
10	18	13-1ハ	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
11	19	13の2-1ロ	10-27	障害児養育年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
12	19	13の2-2ハ	10-28	障害年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害年金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
13	34	22の3-1ハ	22-558	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
14	34	22の3-1ハ	22-559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
15	34	22の3-1ハ	22-560	雇用保険の基本手当等を受けることとなつたときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
16	34	22の3-1ニ	22-564	退職年金の決定の請求の確認	終身退職年金及び有期退職年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
17	34	22の3-1ニ	22-565	退職年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
18	34	22の3-1ニ	22-566	職務障害年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、職務傷病を原因とする障害の状態になった場合に支給する職務障害年金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
19	34	22の3-1ニ	22-567	職務障害年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	職務障害年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
20	34	22の3-1ニ	22-568	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
21	34	22の3-1ニ	22-569	職務遺族年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	職務遺族年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
22	34	22の3-1ニ	22-570	退職共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
23	34	22の3-1ニ	22-571	退職共済年金（経過的職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
24	34	22の3-1ニ	22-572	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
25	34	22の3-1ニ	22-573	障害共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
26	34	22の3-1ニ	22-574	障害共済年金（経過的職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
27	34	22の3-1ニ	22-575	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
28	34	22の3-1ニ	22-576	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
29	34	22の3-1ニ	22-577	遺族共済年金（経過的職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
30	34	22の3-1ニ	22-578	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
31	34	22の3-1ニ	22-579	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
32	34	22の3-1ニ	22-580	退職共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
33	34	22の3-1ニ	22-581	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
34	34	22の3-1ニ	22-582	障害共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
35	34	22の3-1ニ	22-583	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
36	34	22の3-1ニ	22-584	遺族共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
37	34	22の3-1ニ	22-585	整理退職一時金の決定請求書の受理・審査・通知	整理退職一時金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
38	34	22の3-1ニ	22-586	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3期年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
39	35	22の4-2へ	24-243	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
40	35	22の4-2へ	24-244	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
41	35	22の4-2へ	24-245	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
42	35	22の4-2へ	24-246	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
43	35	22の4-2へ	24-247	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
44	35	22の4-2へ	24-248	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
45	35	22の4-2へ	24-249	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続遺族厚生年金	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
46	35	22の4-2へ	24-250	胎児が出生したことによる遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
47	35	22の4-2へ	24-251	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
48	35	22の4-2へ	24-252	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
49	35	22の4-2へ	24-255	特例老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
50	35	22の4-2へ	24-256	特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
51	35	22の4-2へ	24-257	特例老齢年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
52	35	22の4-2へ	24-258	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知 (日本年金機構)	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受ける ための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
53	35	22の4-2へ	24-259	特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等 の変更の届出(日本年金機構)	特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等 を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
54	35	22の4-2へ	24-260	特例遺族年金の未支給請求書の受理・審査・通 知(日本年金機構)	未支給の特例遺族年金の支給を日本年金機構か ら受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
55	35	22の4-2へ	24-261	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未 支給請求書の受理・審査・通知(日本年金機 構)	旧厚生年金保険法による未支給の年金たる保険 給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
56	35	22の4-2へ	24-262	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知 (日本年金機構)	旧法老齢年金の支給を日本年金機構から受ける ための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
57	35	22の4-2へ	24-263	旧法老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等 の変更の届出(日本年金機構)	旧法老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等 を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
58	35	22の4-2へ	24-264	旧法通算老齢年金の裁定請求書の受理・審査・ 通知(日本年金機構)	旧法通算老齢年金の支給を日本年金機構から受 けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
59	35	22の4-2へ	24-265	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機 関等の変更の届出(日本年金機構)	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機 関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
60	35	22の4-2へ	24-266	旧法障害年金の給付に係る払渡希望金融機関等 の変更の届出(日本年金機構)	旧法障害年金の給付に係る払渡希望金融機 関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
61	35	22の4-2へ	24-267	旧法遺族年金額の改定の請求(日本年金機構)	旧法遺族年金額の改定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
62	35	22の4-2へ	24-268	旧法遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等 の変更の届出(日本年金機構)	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機 関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)又は共済組合等(日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
63	35	22の4-2へ	24-269	旧法通算遺族年金額の改定の請求（日本年金機構）	旧法通算遺族年金額の改定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
64	35	22の4-2へ	24-270	旧法通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
65	35	22の4-2へ	24-271	旧法通算遺族年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の旧法通算遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
66	35	22の4-2へ	24-272	旧法特例老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
67	35	22の4-2へ	24-273	旧法特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
68	35	22の4-2へ	24-274	旧法特例老齢年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の旧法特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
69	35	22の4-2へ	24-275	旧法特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
70	35	22の4-2へ	24-276	旧法特例遺族年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
71	35	22の4-4-2	24-521	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
72	35	22の4-4-2	24-522	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
73	35	22の4-4-2	24-523	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の老齢厚生年金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
74	35	22の4-4-2	24-524	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
75	35	22の4-4-2	24-525	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
76	35	22の4-4-2	24-526	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の障害厚生年金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
77	35	22の4-4-2	24-527	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
78	35	22の4-4-2	24-528	胎児が出生したことによる遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
79	35	22の4-4-2	24-529	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
80	35	22の4-4-2	24-530	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の遺族厚生年金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
81	35	22の4-2-2	24-592	高齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	高齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
82	35	22の4-2-2	24-619	高齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	高齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けると同時に、供給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
83	35	22の4-2-2	24-621	高齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	高齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受けると同時に、供給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
84	35	22の4-2-2	24-704	高齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	高齢厚生年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
85	35	22の4-2-2	24-705	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
86	35	22の4-2-2	24-706	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
87	35	22の4-2-2	24-707	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
88	35	22の4-2-2	24-708	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
89	35	22の4-2-2	24-709	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
90	35	22の4-2-2	24-710	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
91	35	22の4-2-2	24-711	胎児が出生したことによる遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の受給権発生当時胎児だった子が出生し、当該子に係る遺族厚生年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
92	35	22の4-2-2	24-712	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
93	35	22の4-2-2	24-713	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
94	35	22の4-3-2	24-783	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢者雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
95	35	22の4-3-2	24-784	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢者雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
96	35	22の4-3-2	24-785	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
97	35	22の4-1-2ロ	24-925	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
98	35	22の4-1-2ロ	24-926	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
99	35	22の4-1-2ロ	24-927	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
100	35	22の4-4-2	24-928	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又は高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
101	35	22の4-4-2	24-929	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
102	35	22の4-4-2	24-930	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
103	41	24の4-	29-158	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
104	41	24の4-	29-159	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
105	40	24の3- 3	29-175	退職共済年金（経過的職域加算額）に係る払込希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（経過的職域加算額）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
106	40	24の3- 3	29-176	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
107	40	24の3- 3	29-177	障害共済年金（経過的職域加算額）に係る払込希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（経過的職域加算額）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
108	40	24の3- 3	29-178	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
109	40	24の3- 3	29-179	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
110	40	24の3-3	29-180	遺族共済年金（経過的職域加算額）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（経過的職域加算額）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
111	40	24の3-3	29-181	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
112	40	24の3-3	29-182	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
113	40	24の3-3	29-183	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
114	40	24の3-3	29-184	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
115	40	24の3-3	29-185	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
116	40	24の3-3	29-186	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
117	40	24の3-3	29-187	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
118	40	24の3-3	29-188	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受給権発生当時胎児だった子が出生し、連合会に届け出るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
119	40	24の3-3	29-189	退職年金の決定請求書の受理・審査・通知	退職年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
120	40	24の3-3	29-190	整理退職一時金の決定請求書の受理・審査・通知	整理退職一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
121	40	24の3-3	29-191	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
122	40	24の3-3	29-192	退職年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
123	40	24の3-3	29-193	公務障害年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
124	40	24の3-3	29-194	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
125	40	24の3-3	29-195	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
126	40	24の3-3	29-196	公務遺族年金受給権者の所在不明による支給停止の申請	公務遺族年金受給権者が所在不明となり、年金の支給停止を申請するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
127	40	24の3-3	29-197	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
128	40	24の3-3	29-198	退職等年金給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
129	40	24の3-3	29-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金（いずれも追加費用対象期間あり）の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
130	40	24の3-3	29-200	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（追加費用対象期間あり）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
131	40	24の3-3	29-201	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の支給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
132	40	24の3-3	29-202	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（追加費用対象期間あり）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
133	40	24の3-3	29-203	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の支給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
134	40	24の3-3	29-204	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（追加費用対象期間あり）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
135	40	24の3-3	29-205	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）の支給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
136	40	24の3-3	29-206	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和38年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	S34.1.1以前に支給権が発生した退職給付、障害給付及び遺族給付等の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
137	50	26の4-1	31-436	法定免除の非該当動奨	国民年金保険料の法定免除非該当届の動奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業管理課
138	50	26の4-2	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
139	50	26の4-2	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
140	50	26の4-2	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
141	50	26の4-2	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
142	50	26の4-2	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
143	50	26の4-2	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
144	50	26の4-2	31-450	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
145	50	26の4-2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
146	50	26の4-1	31-452	法定免除の該当動奨	国民年金保険料の法定免除該当届の動奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業企画課・事業管理課
147	48	26の3-2ハ	31-453	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
148	48	26の3-2ハ	31-454	老齢基礎年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	老齢基礎年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
149	48	26の3-2ハ	31-455	老齢基礎年金支給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金支給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
150	48	26の3-2ハ	31-456	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
151	48	26の3-2ハ	31-457	障害基礎年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	障害基礎年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
152	48	26の3-2ハ	31-458	障害基礎年金支給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金支給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
153	48	26の3-2ハ	31-459	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
154	48	26の3-2ハ	31-460	胎児が出生したことによる遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	胎児が出生したことによる遺族基礎年金胎児が出生したことによる遺族基礎年金	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
181	60	31の4-2	39-328	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
182	60	31の4-2	39-329	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢者雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高齢者雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
183	84	43の3-3	60-67	旧給員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
184	84	43の3-3	60-68	旧給員保険法による老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
185	84	43の3-3	60-69	旧給員保険法による通算老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
186	84	43の3-3	60-70	旧給員保険法による通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
187	84	43の3-3	60-71	旧給員保険法による障害年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による障害年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
188	84	43の3-3	60-72	旧給員保険法による遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
189	84	43の3-3	60-73	旧給員保険法による遺族年金の支給を受けるべき先順位者の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の給付を先順位者が日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
190	84	43の3-3	60-74	旧給員保険法による遺族年金の支給を受けるべき後順位者の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の給付を後順位者が日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
191	84	43の3-3	60-75	旧給員保険法による遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
192	84	43の3-3	60-76	旧給員保険法による通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
193	84	43の3-3	60-77	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
194	84	43の3-3	60-78	旧給員保険法による特例老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による特例老齢年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
195	84	43の3-3	60-79	旧給員保険法による特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
196	91	44の5-3	66-74	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が退職共済年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
197	91	44の5-3	66-75	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの遺族共済年金の転給の申請	旧適用法人共済組合員期間を有する者が遺族共済年金の転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
198	91	44の5-3	66-76	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が退職年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
199	91	44の5-3	66-77	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの遺族年金の転給の申請書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が遺族年金の転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
200	91	44の5-3	66-78	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの通算遺族年金の転給の申請書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が通算遺族年金の転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
201	91	44の5-3	66-79	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付の請求書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
202	91	44の5-3	66-80	払渡希望金融機関等の変更の届出	払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
203	91	44の5-3	66-81	各共済年金受給権者に係る受給代表者の変更の申請書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る受給代表者を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
204	92	45-4	67-8	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T T）に係る給付を行う際の口座情報の確認	特例年金給付の請求、支払未済給付の請求及び給付の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	平成年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
205	101	49の2-3	74-66	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者が退職共済年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
206	101	49の2-3	74-67	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者が退職共済年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
207	101	49の2-3	74-68	遺族共済年金受給権に係る転給の申請書の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権に係る転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
208	101	49の2-3	74-69	遺族年金受給権に係る転給の申請書の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権に係る転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
209	101	49の2-3	74-70	通算遺族年金受給権に係る転給の申請書の受理・審査・通知	通算遺族年金受給権に係る転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
210	101	49の2-3	74-71	各共済年金受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る支払未済の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
211	101	49の2-3	74-72	払渡希望金融機関等の変更の届出	払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
212	106	53-1ヌ	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	独立行政法人日本学生支援機構	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生・留学生課
213	106	53-1ヲ	81-29	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局学生・留学生課
214	107	54-1ニ	83-32	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
215	107	54-6	83-33	特別障害給付金の払渡方法等の変更の届出	特別障害給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
216	107	54-2ロ	83-34	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
217	111	56-2	87-2	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	時効特例給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
218	112	57-2	90-4	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
219	112	57-2	90-5	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
220	112	57-2	90-6	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
221	117	59の2の3-3	95-11	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
222	117	59の2の3-3	95-12	老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
223	117	59の2の3-3	95-13	未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
224	117	59の2の3-3	95-14	補足的な老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的な老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
225	117	59の2の3-3	95-15	補足的な老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	補足的な老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
226	117	59の2の3-3	95-16	未支払の補足的な老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的な老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
227	117	59の2の3- -3	95-17	障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
228	117	59の2の3- -3	95-18	障害年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
229	117	59の2の3- -3	95-19	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第二項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
230	117	59の2の3- -3	95-20	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第二項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
231	117	59の2の3- -3	95-21	遺族年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	遺族年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
232	117	59の2の3- -3	95-22	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

**(参考)情報連携の試行運用を行う
事務手続の一覧(年金関係以外の手続)
(R5.1.4時点)**

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	702	603- 4	5-36	労働者災害補償保険特別支給金支給規則による障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給申請の審査	年金たる保険給付の受給権者が、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
2	702	603- 5	5-37	労働者災害補償保険特別支給金支給規則による障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給に関する事務	年金たる保険給付の受給権者が、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
3	702	603- 1	5-38	労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給申請の審査	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学支援費又は労災就労保育支援費を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
4	702	603- 2	5-39	労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給を受ける権利に係る届出の審査	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学支援費又は労災就労保育支援費を受給するための権利に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
5	702	603- 3	5-40	労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給に関する事務	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学支援費又は労災就労保育支援費の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
6	14	11- 2ニ	7-192	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地市町村等から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
7	11	10- 1ホ	8-110	特例障害児通所給付費の支給決定	特例障害児通所給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
8	11	10- 3へ	8-111	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
9	11	10- 5	8-112	特例障害児相談支援給付費の支給決定	特例障害児相談支援給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
10	17	12の3- 1ニ	10-23	医療費の支給	予防接種法第16条に基づく医療費の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
11	17	12の3- 2	10-24	医療手当の支給	予防接種法第16条に基づく医療手当の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
12	18	13- 1ハ	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
13	18	13- 2	10-26	葬祭料の支給	予防接種法第16条に基づく葬祭料の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
14	26	19- 1オ	15-206	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課
15	26	19- 2オ	15-207	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課
16	26	19- 3オ	15-208	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課
17	27	20- 1	16-33	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
18	27	20- 6	16-34	配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付	配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
19	27	20- 7	16-35	給与所得に係る特別徴収税額の還付	給与所得に係る特別徴収税額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
20	27	20- 8	16-36	年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付	年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
21	27	20- 10	16-37	固定資産税の還付	固定資産税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
22	27	20- 12	16-38	軽自動車税（環境性能割）の還付	軽自動車税（環境性能割）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
23	27	20- 15	16-39	市町村たばこ税の還付	市町村たばこ税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
24	27	20- 16	16-40	特別土地保有税の還付	特別土地保有税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
25	27	20- 18	16-41	宅地開発税の還付	宅地開発税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
26	27	20-20	16-42	国民健康保険税の還付	国民健康保険税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
27	27	20-23	16-43	固定資産税又は都市計画税の還付	固定資産税又は都市計画税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
28	28	21-1	16-44	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
29	28	21-3	16-45	不動産取得税の還付	不動産取得税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
30	28	21-4	16-46	道府県たばこ税の還付	道府県たばこ税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
31	28	21-6	16-47	軽油引取税の還付	軽油引取税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
32	28	21-7	16-48	自動車税（環境性能割）の還付	自動車税（環境性能割）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
33	34	22の3-2口	22-587	支払未済及び未支給の給付の請求の確認	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
34	34	22の3-5	22-588	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
35	34	22の3-6	22-589	喪失後の埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
36	34	22の3-8口	22-590	喪失後の傷病手当金の支給決定	傷病により休業したまま資格喪失をした加入者に対し傷病手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
37	34	22の3-9	22-591	喪失後の出産手当金の支給決定	出産のために休業したまま資格喪失をした加入者に対し出産手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
38	34	22の3-10	22-592	災害見舞金の支給決定	加入者または被扶養者が非常災害により被災した際に私学共済から見舞金を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
39	34	22の3-11	22-593	任意継続加入者の短期給付の支給	任意継続加入者が短給付の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
40	34	22の3-12	22-594	任意継続加入者の任意継続掛金の還付	任意継続加入者にかかる前納された任意継続掛金の還付の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
41	37	23-1	26-7	特別支援学校の就学に係る経費の支給（特別支援教育就学奨励費の支給）	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため。ただし、各自治体の判断で添付書類を取得している可能性はある。）	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	内閣総理大臣	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
42	42	25-8	30-130	国民健康保険法第七十六条の保険料の還付	保険料の還付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
43	42	25-9	30-167	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
44	42	25-9	30-168	高額介護合算療養費の支給	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
45	42	25-9	30-169	出産育児一時金又は葬祭費の支給	出産育児一時金又は葬祭費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
46	42	25-9	30-170	入院時食事療養費の支給	入院時食事療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
47	42	25-9	30-173	入院時生活療養費の支給	入院時生活療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
48	42	25-9	30-174	保険外併用療養費の支給	保険外併用療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
49	42	25-9	30-175	療養費の支給	療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課
50	42	25-9	30-176	訪問看護療養費の支給	訪問看護療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課
51	42	25-9	30-177	特別療養費の支給	特別療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課
52	42	25-9	30-178	移送費の支給	移送費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課
53	42	25-9	30-179	傷病手当金の支給その他の保険給付	傷病手当金その他の保険給付の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 国民健康保険課
54	57	31-1カ	37-15	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
55	57	31-1カ	37-52	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
56	57	31-2の2	37-53	未支払の児童扶養手当の請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第16条に定める未支払の児童扶養手当の請求に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
57	63	34-1	43-7	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子及び父子に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条及び第31条の5に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子及び父子が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長 又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
58	63	34-1	43-8	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉団体に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条第1号及び第31条の5第1号に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子・父子福祉団体が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長 又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
59	63	34-3口	43-9	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長 又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
60	63	34-3口	43-10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による父母のいない児童に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）附則第3条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、父母のいない児童が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長 又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
61	63	34-4口	43-11	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長 又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
62	65	36-1ニ	45-27	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
63	65	36-2ハ	45-28	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
64	65	36-2ハ	45-29	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課
65	66	37-1ヘ	46-40	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保 健福祉部企画課
66	66	37-4口	46-41	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保 健福祉部企画課
67	66	37-5	46-42	特別児童扶養手当の支払方法変更の届出	受給者のうち、手当の支払に変更があった者が認定機関（都道府県・指定都市）にその届出を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保 健福祉部企画課
68	66	37-2	46-43	特別児童扶養手当未支払手当の請求の届出	未支払の特別児童扶養手当の支給を受給者が監護又は養育した障害児が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保 健福祉部企画課
69	67	38-1ハ	47-89	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保 健福祉部企画課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
70	67	38-11ハ	47-90	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
71	67	38-2ロ	47-91	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	受給者の障害児福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
72	67	38-2ロ	47-92	特別障害者手当所得状況届の内容確認	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
73	67	38-3コ	47-93	福祉手当所得状況届の内容確認	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
74	71	39の2-2	51-2	訓練手当の給付	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室
75	72	39の3-1	54-20	補償の支給に関する口座情報の取得	補償の支給に係る費用の支払いを行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
76	72の2	39の4	54-21	福祉事業の実施に関する口座情報の取得	福祉事業の実施に係る費用の支払いを行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
77	74	40-11ハ	56-29	認定の請求に係る事実の審査（一般受給資格者の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
78	74	40-2	56-30	認定の請求に係る事実の審査（施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童（国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している者に限る。）の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
79	74	40-3コ	56-31	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（一般受給資格者、施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童（国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している者に限る。）の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するのに必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
80	74	40-4	56-32	未支払の児童手当の請求に係る事実の審査（中学校修了前の児童であった者の支給口座の確認）	未支払の児童手当の支払を受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
81	74	40-5	56-33	未支払の児童手当の請求に係る事実の審査（中学校修了前の施設入所等児童であった者の支給口座の確認）	未支払の児童手当の支払を受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
82	76	40の3-2	57-140	雇用保険法による失業等給付の支給	失業等給付を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用保険課
83	78の2	41の3-1	57-141	雇用保険法による育児休業給付の支給	育児休業給付を被保険者が公共職業安定所から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用保険課
84	81	43の2-1	59-150	入院時食事療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
85	81	43の2-1	59-151	入院時生活療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
86	81	43の2-1	59-152	保険外併用療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
87	81	43の2- 1	59-153	療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
88	81	43の2- 1	59-154	訪問看護療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
89	81	43の2- 1	59-155	特別療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
90	81	43の2- 1	59-156	移送費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
91	81	43の2- 1	59-157	高額療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
92	81	43の2- 1	59-158	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
93	81	43の2- 1	59-160	傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
94	82	43の2の2	59-161	保険料の還付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省保険局 高齢者医療課
95	87	44- 1才	63-250	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・ 援護局介護企画課 中国残留邦人等支援室
96	87	44- 2才	63-251	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・ 援護局介護企画課 中国残留邦人等支援室
97	87	44- 3才	63-252	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・ 援護局介護企画課 中国残留邦人等支援室
98	88の2	44の2- 1	64-1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課
99	88の2	44の2- 2	64-2	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課
100	88の2	44の2- 3	64-3	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原子爆弾小頭症手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課
101	88の2	44の2- 4	64-4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課
102	89	44の3- 1	64-5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課
103	89	44の3- 2	64-6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による葬祭料の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課
104	90	44の4- 2	64-7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局 総務課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5.1.4時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
131	94	47-16へ	68-346	特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）の要件確認	特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
132	94	47-29へ	68-347	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
133	94	47-48へ	68-348	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
134	94	47-48へ	68-349	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
135	94	47-38へ	68-350	地域支援事業の家族介護支援事業における慰労金及び介護用品費の支給の要件確認	地域支援事業の家族介護支援事業における慰労金及び介護用品費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
136	94	47-40ト	68-351	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給の要件確認	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
137	94	47-42	68-352	第一号事業支給費の支給の要件確認	第一号事業支給費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
138	94	47-17	68-353	特例特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）の要件確認	特例特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
139	97	49-3ハ	70-28	療養費の支給（公的給付支給等口座登録簿関係情報）	当該療養費を支給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局結核感染症課
140	108	55-1ル	84-193	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費の支給	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
141	114	59-10	92-15	職業訓練受講給付金の支給（内閣総理大臣への照会（公的給付支給等口座登録簿関係情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（内閣総理大臣への照会）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室
142	116	59の2の2-6、59の2の2-13	94-80	子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務	幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用等に要した費用の支給を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	市町村長	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当
143	116	59の2の2-14ロ	94-81	地域子ども・子育て支援事業における、実費徴収に係る補給給付事業の給付の支給及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用の助成に関する事務	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）等において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用等について保護者が補助を受けるために、居住市区町村が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	市町村長	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当